

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	小松島市

小松島市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 小松島市 農林水産課
所在地 小松島市横須町1番1号
電話番号 0885-34-9292
FAX番号 0885-34-9992
メールアドレス nourin@city.komatsushima.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、サル、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、イタチ、カラス、ムクドリ、スズメ、カワウ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	小松島市全域

- (注) 1 計画期間は、3年程度とする。
 2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	果樹・野菜	被害面積 99a 被害金額 2,068 千円

- (注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシ 令和3年から令和4年は梅雨に降水量が少なかったため、例年であれば降雨による低体温等で自然減する幼獣が成獣となっていると考えられ、生息数は増加傾向にある。農作物等の被害は、11月から5月にかけてタケノコへの被害、8月から12月における果樹への食害が発生している。被害の発生場所は、拡大傾向にある。また、生息数の増加により令和4年度には市街地で初めて人的被害が発生した。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ	被害額 2,068 千円 被害面積 99a	被害額 1,861 千円 被害面積 90a

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・小松島市有害鳥獣捕獲対策協議会を組織し、予察捕獲等の年間を通じた捕獲体制の整備を図っている。 ・猟友会への銃器による駆除、捕獲檻の管理委託等 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内各地で発生する被害に対して全ての要望には応えられていない状況である(人手、ワナの設置管理も限界がある)。 ・猟友会会員の高齢化
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシによる農作物への被害が多い地域(主に山沿いの田んぼ)を中心として侵入防止柵を設置している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵を設置した地域においては被害が減少したとの声が聞かれるものの、別の地域において被害が確認される等、イノシシの行動領域の変化全てには対応できていない。
生息環境管理その他の取組		

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

小松島市において把握している令和3年度の被害金額は2,068千円、被害面積は99aであり、被害防止計画を策定するにあたり、被害金額及び面積を減少させていくことを目標とする。

JA等とも連携し、各農家への自己防衛意識の向上のための周知活動を行うとともに、鳥獣生息・被害情報を把握し、引き続き予察捕獲を行っていく。

また、引き続き柵の設置などにより、集落が自らで農地を守っていく環境整備を推進するとともに、忌避剤の導入等新たな対策も検討する。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

小松島市有害鳥獣捕獲対策協議会で協議した、猟友会会員で構成する有害鳥獣駆除班で組織する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	ニホンジカ、イノシシ、サル、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、イタチ、カラス、ムクドリ、スズメ、カワウ	小松島市有害鳥獣捕獲対策協議会と連携し、捕獲数の向上に務める。
6	ニホンジカ、イノシシ、サル、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、イタチ、カラス、ムクドリ、スズメ、カワウ	小松島市有害鳥獣捕獲対策協議会と連携し、捕獲数の向上に務める。
7	ニホンジカ、イノシシ、サル、タヌキ、ハ	小松島市有害鳥獣捕獲対策協議会と連携し、捕獲数の向上に務める。

	クビシン、アライグマ、イタチ、カラス、ムクドリ、スズメ、カワウ	
--	---------------------------------	--

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
徳島県鳥獣保護管理事業計画を参考にしつつ、過去の捕獲実績等を基に、小松島市有害鳥獣捕獲対策協議会で協議し決定する。シカ、サルについては今後の被害拡大を考慮した捕獲計画数とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
ニホンジカ	30	30	30
イノシシ	160	160	150
サル	10	10	10
タヌキ	100	100	100
ハクビシン	100	100	100
アライグマ	100	100	100
イタチ	100	100	100
カラス	500	500	500
ムクドリ	100	100	100
スズメ	200	200	200
カワウ	70	70	70

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
銃器・捕獲檻を用いて4月1日から3月31日(狩猟期間を除く)の間、予察捕獲を行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	侵入防止柵設置費用の補助及び情報提供（WM・1.5 km）	侵入防止柵設置費用の補助及び情報提供	侵入防止柵設置費用の補助及び情報提供

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	年度	年度	年度

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

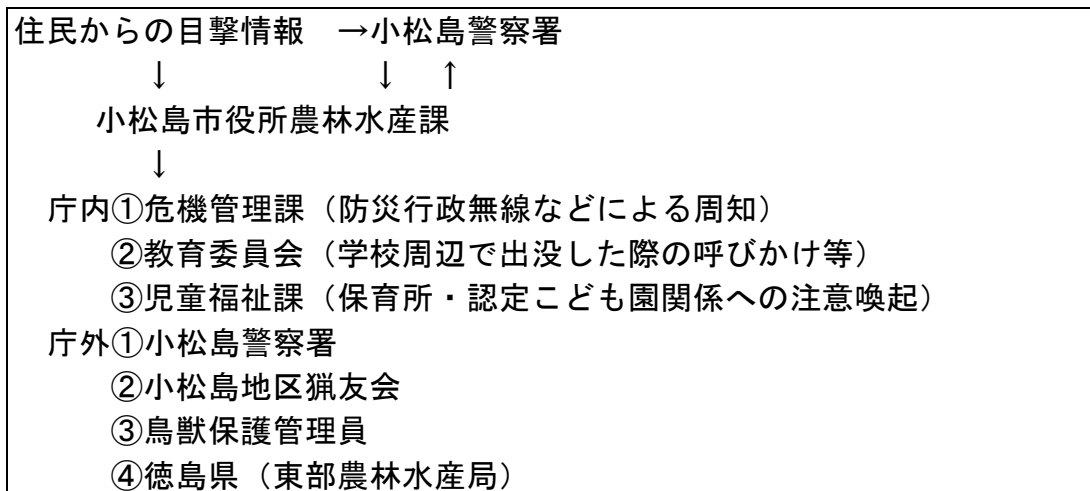
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
小松島市	有害鳥獣捕獲の許可
徳島県（東部農林水産局）	有害捕獲に関する助言・指導
小松島地区猟友会	有害鳥獣捕獲の実施
小松島警察署 生活安全課	有害鳥獣に関する情報提供・助言・指導
鳥獣保護管理員	鳥獣保護に関する助言・指導

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、自家消費又は埋設、焼却処分する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	小松島市有害鳥獣捕獲対策協議会
--------	-----------------

構成機関の名称	役割
東とくしま農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供 農業者の意見及び普及
小松島地区猟友会	有害鳥獣関連情報の提供 有害鳥獣捕獲の実施
小松島市農林水産課	事務局、協議会に関する連絡・調整
徳島県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供 鳥獣の保護に関する業務
各地区集落代表者	有害鳥獣関連情報の提供 有害鳥獣捕獲に関する地域との連絡・調整

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
徳島県鳥獣被害対策指導員	有害鳥獣関連情報の提供 鳥獣被害対策に関する意見・指導

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市職員で構成する鳥獣被害対策実施隊を H26.2.19 に設置。 今後の被害状況により構成員等を検討していく。
--

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止

施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--

（注） 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。